

Tax Alert

2004年6月

「取引単位営業利益法」の導入に係る改正について

平成16年度税制改正において、租税特別措置法施行令（以下「施行令」）第39条の12第8項が改正され、わが国の移転価格税制にOECD移転価格ガイドライン規定の取引単位営業利益法（Transactional Net Margin Method、以下「TNMM」）と実質的に同義であると考えられる、営業利益をベースとして移転価格の妥当性を検証する独立企業間価格算定方法が導入されました。なお、改正内容は平成16年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

TNMMの導入趣旨は、同手法がOECD移転価格ガイドラインを始め、多数の諸外国において既に導入されていることから、わが国の法制度も国際的な協調を図ることにあると考えられます。今回導入されたTNMMはわが国の移転価格税制上、基本三法（独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法）以外の方法である「その他政令で定める方法」の一つとして位置付けられることから、基本三法が適用できない場合に限り採用できます。第8項に追加された概要は以下の通りです。

第二号：独立企業間価格

$$= \text{再销售价格}_{\text{納税者}} - [(\text{再销售价格}_{\text{納税者}} \times \text{営業利益率}_{\text{比較対象会社}}) + \text{販管費}_{\text{納税者}}]$$

第三号：独立企業間価格

$$= \text{総原価}_{\text{納税者}} + [\text{総原価}_{\text{納税者}} \times (\text{営業利益}_{\text{比較対象会社}} / \text{総原価}_{\text{比較対象会社}})]$$

（注：総原価とは売上原価と販管費の合計です）

第四号：上記第二号又は第三号に準ずる方法

移転価格調査において、TNMMが適用されるケースは、基本三法が適用できず、かつ、比較対象会社の営業利益率が取引単位(又は製品ライン単位)で入手可能である場合に限定されと考えられますが、納税者としては今後の税務当局の運用動向を注視していく必要があります。一方、二国間事前確認においては通常、当事国双方の権限ある当局レベルにおいてOECD移転価格ガイドラインに基づく柔軟な協議がなされる余地があることから、TNMMが適用される可能性は高いと考えられます。

上記に関するお問い合わせあるいはご相談は、下記担当者あるいは貴社の移転価格のご相談に
応じている私どもの担当者までご連絡ください。

宮嶋 大輔（パートナー） 電話：03-5251-2552 e-mail: daisuke.miyajima@jp.pwc.com
中村 豊治（ディレクター）電話：03-5251-2355 e-mail: toyoharu.nakamura@jp.pwc.com
鈴木 学（マネージャー） 電話：03-5251-2466 e-mail: manabu.suzuki@jp.pwc.com

宮本 明男（移転価格コンサルティンググループ 統括パートナー）

この Tax Alert は、規則の概要を簡単にお知らせすることを目的として作成されています。新規則の詳細な分析を提供するために作成されたものではありませんので、上記の情報に基づき具体的な手続きを行われます場合は、税理士法人中央青山の担当者にご相談下さるようお勧めします。